

奈良市公報

号外第2号

令和2年4月規則他

令和3年2月5日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社JITSUGYO

目次

規則

月日	番号	件名	主管
4 10	36	奈良市規則における押印の取扱いの特例に関する規則	法務ガバナンス課

告示

月日	番号	件名	主管
4 10	226	奈良市告示における押印の取扱いの特例に関する告示	法務ガバナンス課
4 23	251	奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示	子育て相談課

訓令甲

月日	番号	件名	主管
4 1	8	令和2年国勢調査奈良市実施本部設置規程	総務課
4 10	9	奈良市訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程	法務ガバナンス課
4 30	10	奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	総務課

公平委員会

月日	番号	件名
4 27	1	奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公営企業

月日	番号	件名	主管
4 10	12	奈良市企業局管理規程における押印の取扱いの特例に関する規程	経営企画課
4 10	20	奈良市企業局告示における押印の取扱いの特例に関する告示	経営企画課
4 28	13	奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程	経営企画課

消防

月日	番号	件名	主管
4 13	3	奈良市消防長告示における押印の取扱いの特例に関する告示	総務課
4 13	4	奈良市消防局長告示における押印の取扱いの特例に関する告示	総務課
4 13	5	奈良市消防局告示における押印の取扱いの特例に関する告示	総務課
4 13	6	奈良市消防本部告示における押印の取扱いの特例に関する告示	総務課
4 13	5	奈良市消防長訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程	総務課
4 13	6	奈良市消防局長訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程	総務課

教育委員会

月	日	番号	件名	主管
4	10	11	奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則	教育総務課
4	10	11	奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示	教育総務課

選挙管理委員会

月	日	番号	件名
4	10	5	奈良市選挙管理委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示

災害対策本部

月	日	番号	件名
4	30	1	奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

規 則

奈良市規則における押印の取扱いの特例に関する規則をここに公布する。

令和2年4月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第36号

奈良市規則における押印の取扱いの特例に関する規則
奈良市規則において、市長その他本市の機関が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該規則の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

告 示

奈良市告示第226号

奈良市告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月10日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市告示において、市長その他本市の機関が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

奈良市告示第251号

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月23日

奈良市長 仲川元庸
奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱の一部を改正する告示

奈良市被虐待児童対策地域協議会設置要綱(平成20年奈良市告示第632号)の一部を次のように改正する。

題名中「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を「奈良市要保護児童対策地域協議会」に改める。

第1条中「被虐待児童()」を「要保護児童()」に改め、「のうち、児童虐待を受けた者」を削り、「適切な保護」の次に「並びに要支援児童(法第6条の3第5項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)」及びその保護者(法第25条の2第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。))又は特定妊婦(法第6条の3第5項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。))に対する適切な支援」を加え、「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を「奈良市要保護児童対策地域協議会」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(2) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下「支援対象児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換

第2条第2号及び第7条第2項第1号中「被虐待児童等」を「支援対象児童等」に改める。

第8条第2項第3号中「被虐待児童等」を「支援対象児童等」に改め、同項第4号中「被虐待児童対策」を「要保護児童対策」に改める。

第9条第3項第1号から第5号までの規定中「被虐待児童等」を「支援対象児童等」に改める。

別表1の表中「奈良市福祉部保護第一課」を「奈良市福祉部保護第二課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月23日から施行する。

(令和2年4月23日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第8号

庁中一般
関係各所

令和2年国勢調査奈良市実施本部設置規程を次のように定める。

令和2年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

令和2年国勢調査奈良市実施本部設置規程

(目的及び設置)

第1条 令和2年国勢調査(以下「調査」という。)の実施に当たり、調査を円滑かつ効率的に遂行し、調査事務の万全を期するため、令和2年国勢調査奈良市実施本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査実施の総合企画調整に関すること。
- (2) 国勢調査指導員(以下「指導員」という。)及び国勢調査員(以下「調査員」という。)に関すること。
- (3) 調査の広報に関すること。
- (4) 調査の実査及び審査に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(本部長及び理事)

第3条 本部に本部長及び理事を置き、本部長には総務部長を、理事には総合政策部長及び市民部長をもって充てる。

2 本部長及び理事は、本部の事務を総括する。

(副本部長)

第4条 本部に副本部長を置き、総務部参事、総合政策部次長、市民部次長、月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長をもって充てる。

2 副本部長は、本部長及び理事を補佐し、本部長及び理事に事故があるときは、本部長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

3 副本部長のうち、次の表の左欄に掲げる者は、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所管区域における本部の事務を掌理する。

副本部長	所管区域
総務部参事及び市民部次長	月ヶ瀬行政センター及び都祁行政センターの所管区域を除く区域
月ヶ瀬行政センター所長	月ヶ瀬行政センターの所管区域
都祁行政センター所長	都祁行政センターの所管区域

(参与)

第5条 本部に参与を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 秘書広報課長
- (2) 人事課長
- (3) 法務ガバナンス課長、保健所・教育総合センター管理室長、情報政策課長及び市民課長
- (4) 西部出張所長
- (5) 東部出張所長

(6) 北部出張所長

(7) 地域づくり推進課長

2 参与は、本部長及び理事の命を受け、本部の事務に参画し、調査の円滑な推進に協力するとともに、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本部事務局の班に対し、指導助言を行う。

区分	班
前項第1号の参与	広報班
前項第2号の参与	総務班
前項第3号の参与	企画調整班
前項第4号の参与	西部調査班
前項第5号の参与	東部調査班
前項第6号の参与	北部調査班
前項第7号の参与	総務調査班

(事務局)

第6条 本部に、その事務を処理させるため、本部事務局、月ヶ瀬行政センター事務局及び都祁行政センター事務局を設置する。

2 事務局に置く班及びその所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 本部事務局

広報班

- ア 広報の企画及び実施に関すること。
- イ 調査結果の公表に関すること。

総務班

- ア 予算及び経理に関すること。
- イ 人事の調整に関すること。
- ウ 指導員及び調査員の公務災害に関すること。
- エ 会計年度任用職員の任用に関すること。

企画調整班

- ア 調査実施の総合企画調整に関すること。
- イ 調査区の設定等に関すること(他班の所管に属するものを除く。)
- ウ 県及び近隣市町村との連絡調整に関すること。
- エ 調査事務の進行管理に関すること(他班の所管に属するものを除く。)
- オ 各班との連絡調整に関すること。
- カ 指導員との連絡調整に関すること。
- キ 調査用品の受領及び仕分けに関すること。
- ク 調査票の審査に関すること。
- ケ 他班の所管に属さない事項に関すること。

総務調査班

- ア 調査員の確保及び連絡調整に関すること(他班の所管に属するものを除く。)
- イ 自治会等との連絡調整に関すること(他班の所管に属するものを除く。)

西部調査班

- ア 西部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。
- イ 西部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

東部調査班

ア 東部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。

イ 東部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

北部調査班

ア 北部出張所所管区域の調査員の確保及び連絡調整に関すること。

イ 北部出張所所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

(2) 月ヶ瀬行政センター事務局

月ヶ瀬調査班

ア 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査区の設定等に関すること。

イ 月ヶ瀬行政センター所管区域の調査員及び指導員に関すること。

ウ 月ヶ瀬行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

エ 月ヶ瀬行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関すること。

(3) 都祁行政センター事務局

都祁調査班

ア 都祁行政センター所管区域の調査区の設定等に関すること。

イ 都祁行政センター所管区域の調査員及び指導員に関すること。

ウ 都祁行政センター所管区域の自治会等との連絡調整に関すること。

エ 都祁行政センター所管区域における調査事務の進行管理に関すること。

3 事務局に事務局長及び本部事務局次長を、班に班長及び班員を置き、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 事務局長

ア 本部事務局長 総務課主幹

イ 月ヶ瀬行政センター事務局長 月ヶ瀬行政センター総務住民課長

ウ 都祁行政センター事務局長 都祁行政センター総務住民課長

(2) 本部事務局次長 総務課主査

(3) 班長及び班員 本部長が指名する者

4 事務局長は、上司の命を受け、事務局の事務を処理する。

5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、事務局長があらかじめ定める者がその職務を代理する。

6 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理する。

7 班員は、上司の命を受け、班の事務に従事する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(令和2年4月1日揭示済)

奈良市訓令甲第9号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和2年4月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程

奈良市訓令甲において、市長その他本市の機関が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該訓令甲の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

奈良市訓令甲第10号

庁 中 一 般

関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第7条人権文化センター所長の部分の次に次のように加える。

衛生浄化センター所長

(1) 1件100万円未満の支出負担行為の決定

(2) 支出命令書の発行

(3) 電気料金、水道料金、下水道使用料、ガス料金、保険料及び旅費の支出負担行為の決定

(4) 衛生浄化センターの処理証明の発行

附 則

この訓令は、令和2年4月30日から施行する。

(令和2年4月30日揭示済)

公平委員会

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月27日

奈良市公平委員会

委員長 山 崎 健 二

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年奈良市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「総合政策部人事課組織開発係長、人事係長」を「総合政策部人事課人事係長」に、「及び福利厚生係長」を「、福利厚生係長及び会計年度任用職員係長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市管理職員等の範囲を定める規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(令和2年4月27日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局管理規程第12号

奈良市企業局管理規程における押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和2年4月10日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局管理規程における押印の取扱いの特例に関する規程

奈良市企業局管理規程において、公営企業管理者が收受する文書のうち押印を要するものについては、当該管理規程の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附則

この規程は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

奈良市企業局告示第20号

奈良市企業局告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月10日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市企業局告示において、公営企業管理者が收受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

奈良市企業局管理規程第13号

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月28日

奈良市公営企業管理者
池田修

奈良市企業局組織規程の一部を改正する規程

奈良市企業局組織規程（平成14年奈良市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条水道総務係の部分中第1号を削り、同部分の第2号中「収納」の次に「並びに債権管理」を加え、同号を同部分の第1号とし、同部分中第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条技術監理係の部分に次の1号を加える。

(14) 水道技術管理者実務研修に関すること。

第7条給水審査係の部分中第7号を削り、同条給排水検査係の部分に次の1号を加える。

(7) 給水管のデータベース入力に関すること。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

(令和2年4月28日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第3号

全職員

奈良市消防長告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月13日

奈良市消防局長 西岡光治

奈良市消防長告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市消防長告示において、消防局長が收受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月13日揭示済)

奈良市消防局告示第4号

全職員

奈良市消防局長告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月13日

奈良市消防局長 西岡光治

奈良市消防局長告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市消防局長告示において、消防局長が收受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月13日揭示済)

奈良市消防局告示第5号

全職員

奈良市消防局告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月13日

奈良市消防局長 西岡 光 治

奈良市消防局告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市消防局告示において、消防局長が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月13日揭示済)

奈良市消防局告示第6号

全職員

奈良市消防本部告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月13日

奈良市消防局長 西岡 光 治

奈良市消防本部告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市消防本部告示において、消防局長が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月13日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第5号

全職員

奈良市消防長訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和2年4月13日

奈良市消防局長 西岡 光 治

奈良市消防長訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程

奈良市消防長訓令甲において、消防局長が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該訓令甲の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月13日揭示済)

奈良市消防局長訓令甲第6号

全職員

奈良市消防局長訓令甲における押印の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

令和2年4月13日

奈良市消防局長 西岡 光 治

奈良市消防局長訓令甲における押印の取扱いの特例

に関する規程

奈良市消防局長訓令甲において、消防局長が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該訓令甲の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この訓令は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月13日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則をここに公布する。

令和2年4月10日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅 人

奈良市教育委員会規則第11号

奈良市教育委員会規則における押印の取扱いの特例に関する規則

奈良市教育委員会規則において、教育長その他本市の機関が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該規則の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号

奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月10日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅 人

奈良市教育委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示

奈良市教育委員会告示において、教育長その他本市の機関が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第5号

奈良市選挙管理委員会告示における押印の取扱いの特例に関する告示を次のように定める。

令和2年4月10日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

奈良市選挙管理委員会告示における押印の取扱いの

特例に関する告示
奈良市選挙管理委員会告示において、選挙管理委員会委員長等が収受する文書のうち押印を要するものについては、当該告示の規定にかかわらず、当分の間、押印を省略することができる。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。

(令和2年4月10日掲示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年4月30日

奈良市災害対策本部長 仲川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示

奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

第6条第1項中「、総括班」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

部名	班名	所掌事務
各班共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 本部事務局及び他班との連絡調整に関すること。 2 管理施設等に関する被害状況の情報収集及び報告に関すること。 3 班内の連絡調整と部内協力に関すること。 4 班内業務計画の策定に関すること。 5 班内職員の活動計画に関すること。
本部事務局	本部事務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び運営に関すること。 2 各部及び関係機関との連絡調整（他部に属するものを除く。）に関すること。 3 県本部への連絡及び報告に関すること。 4 自衛隊等への応援要請に関すること。 5 災害情報及び災害対策活動のとりまとめに関すること。 6 被害状況のとりまとめに関すること。 7 災害情報の発信及び防災行政無線の運用に関すること。 8 応急対策活動の調整に関すること。 9 各種協定（他部に属するものを除く。）に関すること。
総合調整部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握及び収集に関すること。 2 被害状況に基づく応急対策の調整に関すること。 3 本部事務局の支援に関すること。 4 本部長及び副本部長の特命に関すること。 5 災害予算及び災害時の資金運用に関すること。 6 災害に伴う財政計画及び政府機関との連絡に関すること。 7 その他各部に属さない事務の調整に関すること。
	広報班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の広報（安否情報の広報を含む。）に関すること。 2 記録写真の作成及び保存に関すること。 3 報道機関との連絡調整に関すること。 4 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	職員班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災職員の調査（安否確認）のとりまとめに関すること。 2 職員の動員及び配備に関すること。 3 職員及び派遣職員の宿舎、給与及び給食に関すること。 4 職員の健康管理及び衛生管理のとりまとめに関すること。
	地域班	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種民間団体の活用及び連絡調整に関すること。 2 所管地域の被害状況調査における調査班への協力に関すること。 3 土木、農林、簡易水道、下水道施設等の応急復旧等（月ヶ瀬担当及び都祁担当に限る。）に関すること。 4 各地域における各班業務への協力に関すること。
総務部	総務対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 来庁者等の安全確保に関すること。 2 災害視察者及び見舞者の対応に関すること。 3 通信及び通話の確保に関すること。 4 物資車両等の調達及び確保に関すること。 5 災害用車両の配車（総務班に属するものを除く。）に関すること。 6 庁舎等の応急復旧に関すること。 7 情報設備の応急対策に関すること。 8 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
	会計・契約班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に係る義援金等の管理に関すること。 2 災害予算の執行に関すること。 3 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害家屋に係る調査に関すること。

	調査班	<ol style="list-style-type: none"> 2 り災証明書発行に関すること。 3 市税の減免等に関すること。 4 文化財に係る被害状況の調査及び県との調整に関すること。 5 災害の状況に応じ、総合調整部への協力に関すること。
土木復旧部	土木復旧第一班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等の土木施設の応急復旧及び技術に関すること。 2 住宅内の障害物の除去に関すること。 3 下水道施設の応急復旧に関すること。 4 堤防等の危険測定及び応急復旧に関すること。 5 ため池、井せき等の危険測定及び応急復旧の指導に関すること。 6 水利組合との連絡調整に関すること。 7 り災農地、山林、ため池等の復旧に関すること。 8 り災農林業者に対する融資に関すること。 9 災害資金貸付に関すること。
	土木復旧第二班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、河川、橋りょう等被害状況の把握・収集に関すること。 2 避難者の誘導に関すること。 3 被災宅地の危険度判定に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 応急仮設住宅の建築に関すること。 6 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく住宅の応急修理に関すること。 7 市有施設の応急復旧に関すること。
保健救護部	保健救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市医師会等との連絡調整に関すること。 2 市立奈良病院との連絡調整に関すること。 3 救護所の開設に関すること。 4 保健救護班員の配備に関すること。 5 救援救護に係る関係機関との連絡調整に関すること。 6 傷病者の応急手当、助産その他の救護に関すること。 7 飲料水及び食品衛生に関すること。 8 感染症の発生及びまん延の防止に関すること。 9 愛玩動物の収容対策に関すること。 10 被災者の健康管理に関すること。 11 被災地の環境保全に関すること。 12 浸水被害における家屋の消毒に関すること。
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 り災による遺体の収容及び埋火葬に関すること。 2 警察署及び消防班等との連携に関すること。 3 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班の協力に関すること。
援護部	援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、災害救助法又は小災害に対する救助内規の適用手続に関すること。 2 災害ボランティア及び関係団体の受入れ、活用、連携及び連絡調整に関すること。 3 所管施設の使用協力に関すること。 4 災害援護資金の貸付けに関すること。 5 被災者生活再建支援金の申請等の受付に関すること。 6 応急仮設住宅の供与に関すること。 7 住宅の応急修理対象者の認定に関すること。 8 要援護者及び要配慮者に対する支援に関すること。 9 福祉避難所の開設及び運営に関すること。
市民支援部	市民支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品等の給（貸）与及び運搬に関すること。 2 応急物資の運搬及び配分に関すること。 3 救援物資（義援金を含む。）の受領及び配分に関すること。 4 保育所、こども園及び幼稚園を利用中の子どもの被害状況の把握、安全対策及び連絡調整に関すること。
	観光経済支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光客及び帰宅困難者の被災状況の把握及び安全対策に関すること。 2 観光客及び帰宅困難者に関する連絡及び調整に関すること。 3 通訳支援に関すること。 4 国際関係に関する連絡及び調整に関すること。 5 協定企業等からの応急食糧の調達に関すること。 6 労働の供給に関すること。 7 被災中小企業者に対する融資に関すること。 8 り災住宅の復旧資材購入あっせんに関すること。
		<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における廃棄物の処理に関すること。 2 廃棄物処理施設の管理及び応急復旧に関すること。 3 仮設トイレの調達及び関係業者との調整に関すること。 4 被災地域のし尿処理に関すること。

環境部	環境班	<ul style="list-style-type: none"> 5 災害廃棄物の広報及び住民対応に関すること。 6 災害廃棄物の処理に係る関係主体との連携に関すること。 7 災害廃棄物処理実行計画に関すること。 8 被災家屋の公費解体事務に関すること。 9 災害廃棄物処理に係る補助金申請及び査定対応に関すること。 10 災害廃棄物仮置場の設置及び運営に関すること。 11 災害廃棄物の処理に関する受援計画及び体制に関すること。 12 その他災害の状況に応じ、本部長の命による他の班への協力に関すること。
消防部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 1 119番通報を含む被害状況の把握及び情報収集に関すること。 2 職員及び消防団員の動員に関すること。 3 災害現場における救急活動に関すること。 4 災害現場における消防活動及び防災業務に関すること。 5 人命救助に関すること。 6 避難者の誘導に関すること。 7 消防無線通信の確保に関すること。 8 災害時の消防隊出動統制に関すること。 9 消防団員との連絡調整に関すること。 10 広報活動（広報班に属するものを除く。）に関すること。 11 部の経理及び給与に関すること。 12 消防活動の運用に関すること。 13 水防資材の調達及び保守管理に関すること。
水道部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道被害状況の把握及び報告に関すること。 2 部内各班の連絡調整に関すること。 3 水道の応急対策活動等の調整に関すること。 4 広報（広報班に属するものを除く。）に関すること。 5 部内における被害状況のとりまとめに関すること。 6 部の災害用車両の管理と配車等に関すること。 7 部の経理及び給与に関すること。
	給水班	<ul style="list-style-type: none"> 1 飲料水供給に関すること。 2 非常給水に関すること。
	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関すること。 2 水道施設の応急復旧工事に関すること。
	水源班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水源及び浄水施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。 2 水源及び浄水施設の応急復旧工事に関すること。
避難所部	避難所統括班	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の動員及び配備に関すること。 2 避難所に係る統括に関すること。 3 避難所における情報のとりまとめ及び報告に関すること。 4 社会教育等関係団体の活用及び連絡調整に関すること。 5 学校教育施設の使用協力に関すること。
	避難所支援班	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び避難者の収容（福祉避難所を除く。）に関すること。 2 避難所の管理運営の統括に関すること。 3 施設管理者等との連絡調整及び協力に関すること。 4 学用品の配布に関すること。
	炊出し・食糧班	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急食糧の炊出し等による食糧の給付に関すること。 2 炊出し等における関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所支援班への協力に関すること。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条・第6条・第7条関係）

部名	部長、副部長及び部長付	班名	班長及び副班長	班員
本部事務局	部長 危機管理監 部長付 危機管理監付参事	本部事務班	班長 危機管理課長	危機管理課
総合調整部	部長 総合政策部長 副部長 総務部理事 部長付 総合政策部次長 部長付 東部振興監	総括班	班長 総合政策課長 副班長 財政課長	総合政策課 財政課 資産経営課
		広報班	班長 秘書広報課長	秘書広報課
		職員班	班長 人事課長	人事課
		地域班	班長 西部出張所長 班長 月ヶ瀬行政センター所長 班長 都祁行政センター所長	西部出張所各課 月ヶ瀬行政センター各課 都祁行政センター各課

			班長 東部出張所長 班長 北部出張所長	東部出張所 北部出張所
総務部	部長 総務部長 部長付 総務部次長 部長付 総務部参事 部長付 会計管理者	総務対策班	班長 総務課長 副班長 法務ガバナンス課長	総務課 法務ガバナンス課 情報政策課
		会計・契約班	班長 契約課長 副班長 会計課長	契約課 会計課
		調査班	班長 市民税課長 副班長 文化財課長	市民税課 資産税課 納税課 滞納整理課 文化財課
土木復旧部	部長 建設部長 副部長 都市整備部長 副部長 都市整備部理事 部長付 都市整備部次長 部長付 建設部次長 部長付 事業部次長 部長付 都市整備部参事	土木復旧第一班	班長 道路維持課長 副班長 農政課長	土木管理課 道路インフラ保全課 道路維持課 道路建設課 河川耕地課 公園緑地課 下水道事業課 農政課 J R奈良駅周辺整備事務所 西大寺駅周辺整備事務所
		土木復旧第二班	班長 都市計画課長 副班長 開発指導課長	都市計画課 都市政策課 J R新駅周辺整備推進課 開発指導課 建築指導課 住宅課 営繕課 農業委員会事務局
保健救護部	部長 健康医療部長 部長付 大井市民部次長 部長付 健康医療部次長 部長付 健康医療部参事 部長付 看護専門学校長	保健救護班	班長 医療政策課長 副班長 健康増進課	医療政策課 健康増進課 母子保健課 保健・環境検査課 保健衛生課 保健予防課 救護班員
		衛生班	班長 生活環境課長 副班長 保護課長	生活環境課 新斎苑建設推進課 保護課
援護部	部長 福祉部長 部長付 福祉部次長	援護班	班長 福祉政策課長 副班長 障がい福祉課長	福祉政策課 障がい福祉課 長寿福祉課 国保年金課 福祉医療課 介護福祉課
市民支援部	部長 市民部長 副部長 子ども未来部長 副部長 観光経済部長 副部長 子ども未来部理事 部長付 中川市民部次長 部長付 子ども未来部次長 部長付 観光経済部次長 部長付 子ども未来部参事	市民支援班	班長 地域づくり推進課長 副班長 子ども政策課長	地域づくり推進課 子ども政策課 保育総務課 保育所・幼稚園課 子育て相談課 文化振興課 スポーツ振興課
		観光経済支援班	班長 観光戦略課長 副班長 産業政策課長	観光戦略課 奈良町にぎわい課 産業政策課
環境部	部長 環境部長 部長付 環境部次長	環境班	班長 環境政策課長 副班長 廃棄物対策課長	環境政策課 廃棄物対策課 リサイクル推進課 収集課 まち美化推進課 環境清美工場

				土地改良清美事務所 クリーンセンター建設推進課
消防部	部長 中村消防局次長 部長付 東川消防局次長	消防班	班長 総務課長 副班長 消防課長	総務課 消防課 予防課 救急課 指令課 中央消防署 南消防署 西消防署 北消防署 東消防署
水道部	部長 経営部長 副部長 事業部長 部長付 経営部次長 部長付 経営部参事 部長付 事業部参事	総務班	班長 経営企画課長 副班長 企業財務課長	経営企画課 企業財務課
		給水班	班長 給排水課長 副班長 企業出納課長	給排水課 企業出納課
		復旧班	班長 水道計画課長 副班長 水道工務課長	水道計画課 水道工務課
		水源班	班長 送配水管理センター所長	送配水管理センター
避難所部	部長 教育部長 副部長 議会事務局長 部長付 教育部次長 部長付 選挙管理委員会事務局長 部長付 監査委員事務局長 部長付 議会事務局次長 部長付 教育監 部長付 教育センター所長	避難所統括班	班長 教育総務課長 副班長 地域教育課長	教育総務課 教育施設課 地域教育課 人権政策課 子ども育成課
		避難所支援班	(小学校担当) 班長 学校教育課長	避難所配置職員(小学校担当) 教育政策課 学校教育課 いじめ防止生徒指導課 議会総務課 議事調査課 男女共同参画課
			(中学校担当) 副班長 教職員課長	避難所配置職員(中学校担当) 教職員課 教育支援・相談課 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局
			(小・中学校以外担当) 副班長 中央図書館長	避難所配置職員(小・中学校以外担当) 中人権文化センター 東人権文化センター 南人権文化センター 中央図書館 一条高等学校
		炊出し・食糧班	班長 市民課長 副班長 保健給食課長	市民課 保健給食課

附 則

この告示は、令和2年4月30日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(令和2年4月30日掲示済)